



鳥取県公報

平成 30 年 7 月 6 日 (金)
第 9 0 1 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (437) (福祉監査指導課) 2
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (438) (〃) 2
- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施 (物品契約課) 3

告 示

鳥取県告示第437号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
循環器クリニック花園内科	米子市東福原三丁目9-1	平成30年5月31日

鳥取県告示第438号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から介護老人保健施設、居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
介護老人保健施設あやめ	日野郡江府町大字武庫475	平成28年3月31日

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
日野病院組合	日野郡日野町野田332	日野病院組合指定訪問入浴介護事業所	日野郡日野町野田332	訪問入浴介護	平成21年6月9日
〃	〃	介護老人保健施設あやめ	日野郡江府町大字武庫475	通所リハビリテーション	平成28年3月31日
〃	〃	〃	〃	短期入所療養介護	〃

3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
日野病院組合	日野郡日野町野田332	日野病院組合指定訪問入浴介護事業所	日野郡日野町野田332	介護予防訪問入浴介護	平成21年6月9日
〃	〃	介護老人保健施設あやめ	日野郡江府町大字武庫475	介護予防通所リハビリテーション	平成28年3月31日
〃	〃	〃	〃	介護予防短期入所療養介護	〃

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

SNPジェノタイピングシステム 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年12月28日（金）

(4) 納入場所

東伯郡琴浦町大字松谷606 鳥取県畜産試験場生物工学棟内

(5) 入札方法及び契約金額

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものである。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書（以下「電子入札書」という。）に入力され、又は入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を電子入札書に入力又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者であって、その業種区分が次のいずれかの業種区分に登録されているものであること。

ア 医療・理化学機器類の理化学機器

イ 医療・理化学機器類の光学機器

ウ 機械器具類の諸機器

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年7月17日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成30年7月6日（金）から同年8月24日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成30年7月6日（金）から同年8月24日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でな

いこと。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部農業振興戦略監畜産課管理担当

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書の交付方法

平成30年7月6日(金)から同月27日(金)までの日にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成30年7月6日(金)から同月27日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年8月17日(金)から同月24日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月23日(木)午後5時までとする。

イ 開札日時

平成30年8月24日(金)午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、郵便等又は持参の方法により提出すること。

なお、入札書に入札者が記名押印し、及び必要事項を記載し、「入札書」と明記した封筒(以下「封筒」という。)に入れ、密封して提出すること。

また、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成30年7月27日(金)までの日(休日等を除く。)の午前9時から午後5時までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

- (4) 入札参加者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Single Nucleotide Polymorphism Genotyping System Quantity 1

- (2) Time limit for submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM, 27 July, 2018

- (3) Time limit for submission of tenders : Noon, 24 August, 2018

Time limit for submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, 23 August, 2018

- (4) Contact Point for the notice: Procurement Division, Accounting Office, General Affairs Department,

Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Japan, 680-8570

TEL : 0857-26-7433